

### 3. 新しい仕組みのあり方～ 第1次報告を受けて～(1)

#### (1) 「少子化対策特別部会」第1次報告の「指定制」の考え方について

- この考えは、待機児童早期解消の具体的仕組みづくりの一つとして「認可外施設」の活用を意識し、考えられたものと思われる。
- 量の拡大は、利用希望者の中で最も要望の強い認可施設等(一時保育などを含む)の充実増設を基本とする(P12 参考1: 厚生労働省 H20.8調査)。  
この政策と制度の拡充は、利用者が安心するナショナルミニマムの持続的制度に繋がり、「中・長期計画」としても重要な点である。
- 認可外施設への「指定制」の導入と制度化については、上記の2. が前提である。  
«この制度は、待機児童のいない、認可外施設のない地方には余り意味もなくかえってそうした地方も巻き込み「ダブルスタンダード」(2重の基準、制度)の固定化につながる危険がある。»

1) 「指定制」は、下記による緊急避難政策としての対応の仕組みとして位置づける。

- ① この制度は当面「待機児童」がいる地域に限定した制度とする。
- ② 法律ではなく「例えば「政令」等による5年間の限定的」なものとする。
- ③ 認可保育所への移行期間を明記する。
- ④ 「指定制」が適用される認可外施設は「認可保育所」の法律・政令等の規定・規則を適用（準用）する。

2) 中・長期的制度(すべての子ども・少子化・就労支援等の需要の拡大への対応)との関係は、あくまで認可保育所(一時保育等の充実を含む)の増設とする。

## 「指定制」のあり方について(イメージ)

